

○朝霞市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年3月31日規則第19号

改正

平成29年3月29日規則第13号

令和3年9月27日規則第23号

朝霞市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していることを示す書類（建築物全体を評価しているものに限る。）の交付を受けている場合 当該書類の写し
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「住宅性能表示基準」という。）別表1の断熱等性能等級の等級4以上及び一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

2 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該

確認済証の写し

- (2) 法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- (3) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6（法の施行の際現に存する建築物（令和4年10月1日以後にする法第34条第1項の認定の申請に係るものを除く。）の住宅部分にあつては、住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級の等級4以上）に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

3 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれらに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第1項第3号の基準をいう。次号において同じ。）に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (2) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (3) 法第12条第6項の適合判定通知書の交付を受けている場合 当該適合判定通知書の写し
- (4) 省令第25条第1項の通知を受けた場合（建築物全体で認定を受けたものに限る。） 当該通知書の写し

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の通知を受けた場合 当該通知書の写し

(6) 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4以上及び一次エネルギー消費量等級の等級4以上（法の施行の際現に存する建築物にあっては、住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級の等級3以上）に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

（申請の取下げ）

第3条 法第34条第1項若しくは第41条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第4条 法第35条第1項及び第41条第2項の規定による認定をしない場合又は法第36条第2項の規定による変更の認定をしない場合は、市長は、認定をしない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第5条 法第36条第1項の認定建築主は、次の各号に掲げる場合において、法第37条の規定によりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

(1) 法第37条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第3号）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書（様式第4号）

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、状況報告書（様式第4号）により報告しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第6条 法第37条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとする法第36条第1項の認定建築主は、取りやめ申出書（様式第5号）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添

えて市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第7条 法第39条又は第42条の規定により市長が認定を取り消す場合は、認定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の規定は、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項第3号中「法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関」と、同条第2項第1号中「法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関」とする。

附 則(平成29年3月29日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後に受理する申請から適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年9月27日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

申請取下書

年 月 日

朝霞市長 宛て

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項による
認定の申請を次のとおり取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

工事完了報告書

年 月 日

朝霞市長 宛て

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認した建築士（工事施工者）の氏名、住所及び登録（許可）番号	
備 考	

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

状況報告書

年 月 日

朝霞市長 宛て

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

先に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の認定を受けた建築物の状況について次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
報告の内容	
備考	

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
取りやめの理由	
備考	

